

(裏)

国 民 健 康 保 険 料 に つ い て

- 賦課の根拠
 (1) この国民健康保険料（以下「保険料」という。）は、新潟市国民健康保険条例第 9 条の 2 に基づき、医療分、支援分及び介護分の合計額が賦課されています。
 (2) 同条例第 9 条に基づき、納付義務者は、世帯主となっています。
- 特別徴収
 年金保険者が、年金から保険料を天引きし、納付義務者の代わりに市に納付します。
- 保険料の算定等
 この通知による保険料は、被保険者の 年中の総所得金額等を基にして計算した額（100 円未満切捨て）です。なお、 年 月 日以降に納付義務が発生し、又は消滅した場合は、月割をもつて計算した額が保険料となります。（世帯に一部異動があった場合も同じです。）
- 保険料の納期別保険料額
 普通徴収 毎月末が納期限となります。期別保険料額は、保険料年額から暫定（仮徴収）期間の保険料額を差し引いた額を、残った納期で割った額となります。
 特別徴収 年金支給日（偶数月）に特別徴収（年金天引き）されます。期割額は、保険料年額から暫定（仮徴収）期間の保険料額を差し引いた額を、年金天引きの回数で割った額となります。各納期の 100 円未満の端数は、10 月期の保険料でまとめて年金天引きします。
- 延滞金
 納期限までに保険料を完納しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、延滞金が加算されます。
- 不服の申立て等
 (1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に新潟県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。
 (2) この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決を経た後に、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、①審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。

新 潟 市 役 所
 〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1
 電話（代表）025-228-1000

新潟県国民健康保険審査会
 〒950-8570 新潟市中央区新光町 4 番地 1
 電話（代表）025-285-5511

別記様式第 1 4 号（その 2）（第 2 2 条関係）

年度 国民健康保険料納入通知書(確定賦課)

国保番号

下記のとおり国民健康保険料を決定しましたので通知します。
 ※保険料額の明細は ページをご覧ください。

普 通 徴 収				特 別 徴 収 (年金天引き)				被保険者氏名・加入月数		
納付月期			納期限	納付月期			納 期	被 保 険 者 氏 名	国保	介護
第1期(4月)			月 日	4 月 期			年金支給日			
第2期(5月)			月 日	6 月 期			年金支給日			
第3期(6月)			月 日	8 月 期			年金支給日			
第4期(7月)			月 日	1 0 月 期			年金支給日			
第5期(8月)			月 日	1 2 月 期			年金支給日			
第6期(9月)			月 日	2 月 期			年金支給日			
第7期(10月)			月 日							
第8期(11月)			月 日							
第9期(12月)			月 日							
第10期(1月)			月 日							
第11期(2月)			月 日							
第12期(3月)			月 日							
合 計				合 計						

確定保険料 ⑫

確定保険料⑬

暫定・仮徴収期間 保険料⑭

確定期以降に納める 保険料⑬-⑭ ⑮

●100円未満の端数は、普通徴収は第 4 期、特別徴収は 1 0 月期にまとめて徴収されます。

被保険者氏名に◎印のある方は、年度途中で75歳になる方です。
 ◇印のある方は、非自発的失業者で、給与所得が30/100で計算される期間があります。

保険料の算定方法等

(1) 賦課標準所得金額は、被保険者ごとに総所得金額等から市民税の基礎控除額(万円)を控除(千円未満切捨て)して得た世帯の合計金額です。

＜賦課標準所得金額＞

例1 事業所得者……………収入金額－必要経費－専従者控除額－純損失－市民税の基礎控除額

例2 給与所得者……………収入金額－給与所得控除額－市民税の基礎控除額
(専従者給与を含む) (簡易給与所得表で求めます)

例3 公的年金等に…収入金額－公的年金控除額－市民税の基礎控除額
係る雑所得者

例4 譲渡所得が …総所得金額＋特別控除後の譲渡所得－市民税の基礎控除額
あつた場合

(2) 既に納付済の暫定保険料が確定保険料を超えるときは、その過納金を還付し、又は未納の保険料若しくは延滞金に充当します。

(3) 世帯主、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の所得の合計額が一定額以下の場合には、均等割額及び平等割額については、条例に定める額が減額されます。

① [年中の所得の合計額が 万円以下の場合]

② [年中の所得の合計額が 万円＋(世帯主を除く被保険者数及び世帯主を除く特定同一世帯所属者数)× 万円以下の場合]

③ [年中の所得の合計額が 万円＋(被保険者数及び特定同一世帯所属者数)× 万円以下の場合]

(4) 特定同一世帯所属者と一般被保険者とが属する世帯で、当該世帯に他の被保険者がいない場合(「特定世帯」といいます。)は、平等割額の半額が減額されます。

新 潟 市 役 所	〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1	電話 (代表)025-228-1000
新潟県国民健康保険審査会	〒950-8570 新潟市中央区新光町 4 番地 1	電話 (代表)025-285-5511

(裏)

保険料の算定方法等

- (1) 賦課標準所得金額は、被保険者ごとに総所得金額等から市民税の基礎控除額(万円)を控除(千円未満切捨て)して得た世帯の合計金額です。

< 賦課標準所得金額 >

例 1 事業所得者………収入金額－必要経費－専従者控除額－純損失－市民税の基礎控除額

国保総所得金額

例 2 給与所得者………収入金額－給与所得控除額－市民税の基礎控除額
(専従者給与を含む) (簡易給与所得表で求めます)

国保総所得金額

例 3 公的年金等に…収入金額－公的年金控除額－市民税の基礎控除額
係る雑所得者

国保総所得金額

例 4 譲渡所得が …総所得金額＋特別控除後の譲渡所得－市民税の基礎控除額
あつた場合

- (2) 既に納付済の暫定保険料が確定保険料を超えるときは、その過納金を還付し、又は未納の保険料若しくは延滞金に充当します。
- (3) 世帯主、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の所得の合計額が一定額以下の場合には、均等割額及び平等割額については、条例に定める額が減額されます。
- ① [年中の所得の合計額が 万円以下の場合]
- ② [年中の所得の合計額が 万円＋(世帯主を除く被保険者数及び世帯主を除く特定同一世帯所属者数)× 万円以下の場合]
- ③ [年中の所得の合計額が 万円＋(被保険者数及び特定同一世帯所属者数)× 万円以下の場合]
- (4) 特定同一世帯所属者と一般被保険者とが属する世帯で、当該世帯に他の被保険者がいない場合(「特定世帯」といいます。)は、平等割額の半額が減額されます。

別記様式第 14 号の 2 (その 4) を削る。

別記様式第 14 号の 2 の 2 (その 1) から別記様式第 14 号の 2 の 3 (その 5) までは次のように改める。

新 潟 市 役 所	〒951-8550	新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1	電話 (代表)025-228-1000
新潟県国民健康保険審査会	〒950-8570	新潟市中央区新光町 4 番地 1	電話 (代表)025-285-5511

(裏)

保険料の算定方法等

- (1) 賦課標準所得金額は、被保険者ごとに総所得金額等から市民税の基礎控除額(万円)を控除(千円未満切捨て)して得た世帯の合計金額です。

< 賦課標準所得金額 >

国保総所得金額

例 1 事業所得者……収入金額－必要経費－専従者控除額－純損失－市民税の基礎控除額

国保総所得金額

例 2 給与所得者……収入金額－給与所得控除額－市民税の基礎控除額
(専従者給与を含む) (簡易給与所得表で求めます)

国保総所得金額

例 3 公的年金等に…収入金額－公的年金控除額－市民税の基礎控除額
係る雑所得者

例 4 譲渡所得が …総所得金額＋特別控除後の譲渡所得－市民税の基礎控除額
あつた場合

- (2) 既に納付済の暫定保険料が確定保険料を超えるときは、その過納金を還付し、又は未納の保険料若しくは延滞金に充当します。

- (3) 世帯主、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の所得の合計額が一定額以下の場合には、均等割額及び平等割額については、条例に定める額が減額されます。

- ① [年中の所得の合計額が 万円以下の場合]
② [年中の所得の合計額が 万円＋(世帯主を除く被保険者数及び世帯主を除く特定同一世帯所属者数)× 万円以下の場合]
③ [年中の所得の合計額が 万円＋(被保険者数及び特定同一世帯所属者数)× 万円以下の場合]

- (4) 特定同一世帯所属者と一般被保険者とが属する世帯で、当該世帯に他の被保険者がいない場合(「特定世帯」といいます。)は、平等割額の半額が減額されます。

別記様式第 1 4 号の 2 の 2 (その 4) (第 2 2 条関係)

年度 国民健康保険料計算明細書 ()

	変 更 前				変 更 後		
	医療分保険料	支援分保険料	介護分保険料		医療分保険料	支援分保険料	介護分保険料
賦課標準所得金額	①	①	②	賦課標準所得金額	①'	①'	②'
被 保 数	②	②	③	被 保 数	②'	②'	③'
所得割額	①×所得割利率	①×所得割利率	②×所得割利率	所得割額	①'×所得割利率	①'×所得割利率	②'×所得割利率
均等割額	②×均等割利率	②×均等割利率	③×均等割利率	均等割額	②'×均等割利率	②'×均等割利率	③'×均等割利率
平等割額	③	③	④	平等割額	③'	③'	④'
合 計	③＋④＋⑤	①＋⑥＋⑦	②＋⑧	合 計	③'＋④'＋⑤'	①'＋⑥'＋⑦'	②'＋⑧'
軽 減 額	⑥	⑥	⑦	軽 減 額	⑥'	⑥'	⑦'
限度超過額	⑧	⑧	⑨	限度超過額	⑧'	⑧'	⑨'
月割増減額	⑩	⑩	⑪	月割増減額	⑩'	⑩'	⑪'
減 免 額	⑫	⑫	⑬	減 免 額	⑫'	⑫'	⑬'
保険料小計	⑥－⑦－⑧±⑩－⑪	①－⑥－⑦±⑧－⑪	②－⑧－⑨±⑩－⑪	保険料小計	⑥'－⑦'－⑧'±⑩'－⑪'	①'－⑥'－⑦'±⑧'－⑪'	②'－⑧'－⑨'±⑩'－⑪'
(100円未満切捨て)	⑪	⑪	⑫	(100円未満切捨て)	⑪'	⑪'	⑫'
変更前保険料 ⑪＋①＋②				変更後保険料 ⑪'＋①'＋②'			

別記様式第 1 4 号の 2 の 3 (その 1) (第 2 2 条関係)

(表)

年度	国民健康保険料	納入通知書 ()	国民健康保険料を しましたので通知します。 年中所得により賦課されたものです。
様		年 月 日	
		新潟市長	印
		国保番号 (問い合わせ番号)	
		保険料のお問い合わせ、納付のご相談は	

(裏)

国 民 健 康 保 険 料 に つ い て	
1 賦課の根拠	(1) この国民健康保険料(以下「保険料」という。)は、新潟市国民健康保険条例第 9 条の 2 に基づき、医療分、支援分、及び介護分の合計額が賦課されています。 (2) 同条例第 9 条に基づき、納付義務者は世帯主となっています。 (3) この通知書は、被保険者の資格の取得又は喪失及び所得金額の変更に伴い、保険料を通知するものです。 (4) 年度以降に上記(3)の事実に基づき保険料を賦課する場合は、過年度分として保険料を賦課します。
2 保険料の算定等	この通知による保険料は、被保険者の 年中の総所得金額等を基にして計算した額(100 円未満切捨て)です。なお、 年 月 日以降に納付義務が発生し、又は消滅した場合は、月割をもつて計算した額が保険料となります(世帯に一部異動があつた場合も同じです。)
3 延滞金	納期限までに保険料を完納しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、延滞金が加算されます。
4 不服の申立て等	(1) この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 60 日以内に新潟県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。 (2) この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決を経た後に、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 箇月以内に市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、①審査請求があつた日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。
新 潟 市 役 所 〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1 電話 (代表)025-228-1000 新潟県国民健康保険審査会 〒950-8570 新潟市中央区新光町 4 番地 1 電話 (代表)025-285-5511	

(裏)

保険料の算定方法等

- (1) 賦課標準所得金額は、被保険者ごとに総所得金額等から市民税の基礎控除額(万円)を控除(千円未満切捨て)して得た世帯の合計金額です。

< 賦課標準所得金額 >

国保総所得金額

例 1 事業所得者………収入金額－必要経費－専従者控除額－純損失－市民税の基礎控除額

国保総所得金額

例 2 給与所得者………収入金額－給与所得控除額－市民税の基礎控除額
(専従者給与を含む) (簡易給与所得表で求めます)

国保総所得金額

例 3 公的年金等に…収入金額－公的年金控除額－市民税の基礎控除額
係る雑所得者

例 4 譲渡所得が …総所得金額＋特別控除後の譲渡所得－市民税の基礎控除額
あつた場合

- (2) 既に納付済の暫定保険料が確定保険料を超えるときは、その過納金を還付し、又は未納の保険料若しくは延滞金に充当します。
- (3) 世帯主、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の所得の合計額が一定額以下の場合には、均等割額及び平等割額については、条例に定める額が減額されます。
- ① [年中の所得の合計額が 万円以下の場合]
- ② [年中の所得の合計額が 万円＋(世帯主を除く被保険者数及び世帯主を除く特定同一世帯所属者数)× 万円以下の場合]
- ③ [年中の所得の合計額が 万円＋(被保険者数及び特定同一世帯所属者数)× 万円以下の場合]
- (4) 特定同一世帯所属者と一般被保険者とが属する世帯で、当該世帯に他の被保険者がいない場合(「特定世帯」といいます。)は、平等割額の半額が減額されます。

別記様式第 1 4 号の 2 の 3 (その 4) (第 2 2 条関係)

年度 国民健康保険料計算明細書 ()

	変 更 前				変 更 後		
	医療分保険料	支援分保険料	介護分保険料		医療分保険料	支援分保険料	介護分保険料
賦課標準所得金額	①	①	②	賦課標準所得金額	①'	①'	②'
被 保 数	②	②	③	被 保 数	②'	②'	③'
所得割額	①×所得割率	①×所得割率	②×所得割率	所得割額	①'×所得割率	①'×所得割率	②'×所得割率
均等割額	②×均等割率	②×均等割率	③×均等割率	均等割額	②'×均等割率	②'×均等割率	③'×均等割率
平等割額	③	④	⑤	平等割額	③'	④'	⑤'
合 計	③＋④＋⑤	④＋⑤	⑤＋⑥	合 計	③'＋④'＋⑤'	④'＋⑤'	⑤'＋⑥'
軽 減 額	⑦	⑦	⑧	軽 減 額	⑦'	⑦'	⑧'
限度超過額	⑧	⑧	⑨	限度超過額	⑧'	⑧'	⑨'
月割増減額	⑨	⑨	⑩	月割増減額	⑨'	⑨'	⑩'
減 免 額	⑩	⑩	⑪	減 免 額	⑩'	⑩'	⑪'
保険料小計	⑥－⑦－⑧±⑨－⑩	⑥－⑦－⑧±⑨－⑩	⑥－⑦－⑧±⑨－⑩	保険料小計	⑥'－⑦'－⑧'±⑨'－⑩'	⑥'－⑦'－⑧'±⑨'－⑩'	⑥'－⑦'－⑧'±⑨'－⑩'
(100円未満切捨て)	⑪	⑪	⑪	(100円未満切捨て)	⑪'	⑪'	⑪'
変更前保険料 ⑪＋①＋③				変更後保険料 ⑪'＋①'＋③'			

別記様式第 1 4 号の 2 の 3 （その 5） （第 2 2 条関係）

年度 国民健康保険料の徴収方法（納付方法）は次のとおりです。

徴収方法（納付方法）	
------------	--

●徴収方法（納付方法）が「特別徴収（年金天引き）」のとき以下の年金から特別徴収（年金天引き）します。

特別徴収対象年金	
特別徴収義務者	

●保険料の決定（変更）後に、あらたに異動事由があつたときは、保険料額が変更される場合があります。変更の場合、異動等の届出があつた翌月に保険料の変更納入通知書が送付されます。

●保険料が増額になつた場合は、増額分は普通徴収（納付書払）により納めていただくことになります。また、保険料が減額になり既に納入された保険料が変更後の保険料を超えるときは、その過納金を未納の保険料又は延滞金に充当します。未納保険料がないときは還付します。還付金支払の案内は別途お知らせいたします。

●徴収方法（納付方法）が「普通徴収（口座振替）」のとき、保険料は各納期の納期限（口座振替日）に指定口座から自動的に引き落とされます。ただし、増額になつた過年度分保険料は口座振替できませんので、納付書により納めていただくことになります。

●変更前の徴収方法が特別徴収（年金天引き）の場合で、保険料が増額になつたときは、増額分は普通徴収により納めていただくことになります。また、保険料が減額になつた場合は、以降の納付方法が普通徴収に切り替わる場合があります。

●増額になつた保険料は同封の納付書にて、 ページ裏面及び納付書裏面に記載されている市の窓口、金融機関、コンビニエンスストア等で納めてください。

別記様式第 1 4 号の 2 の 3 （その 6） を削る。

別記様式第 1 4 号の 3 （その 1） の前に次の 6 様式を加える。

別記様式第 1 4 号の 2 の 4 （その 1） （第 2 2 条関係）

（表）

年度 国民健康保険料

納入通知書（ ）

国民健康保険料を
 しましたので通知します。
 年中所得により賦課されたものです。

様

年 月 日

新潟市長

印

国 保 番 号
 (問い合わせ番号)

保険料のお問い合わせ、納付のご相談は

1 賦課の根拠

- (1) この国民健康保険料(以下「保険料」という。)は、新潟市国民健康保険条例第9条の2に基づき、医療分、支援分、及び介護分の合計額が賦課されています。
- (2) 同条例第9条に基づき、納付義務者は世帯主となっています。
- (3) この通知書は、被保険者の資格の取得又は喪失及び所得金額の変更に伴い、保険料を通知するものです。
- (4) 年度以降に上記(3)の事実に基づき保険料を賦課する場合は、過年度分として保険料を賦課します。

2 保険料の算定等

この通知による保険料は、被保険者の 年中の総所得金額等を基にして計算した額(100 円未満切捨て)です。なお、 年 月 日以降に納付義務が発生し、又は消滅した場合は、月割をもつて計算した額が保険料となります(世帯に一部異動があつた場合も同じです。)。

3 延滞金

納期限までに保険料を完納しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、延滞金が加算されます。

4 不服の申立て等

- (1) この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 60 日以内に新潟県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- (2) この処分の取消しの訴へは、前記の審査請求に係る裁決を経た後に、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 箇月以内に市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、①審査請求があつた日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでもこの処分の取消しの訴へを提起できます。

新 潟 市 役 所	〒951-8550	新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1	電話 (代表)025-228-1000
新潟県国民健康保険審査会	〒950-8570	新潟市中央区新光町 4 番地 1	電話 (代表)025-285-5511

別記様式第14号の2の4 (その2) (第22条関係)

国保番号

下記のとおり国民健康保険料を しましたので通知します。

特別徴収（年金天引き）						
	納付月期	変更前保険料		変更後保険料		納 期
現 年 度 分		円	円	円	円	
		円	円	円	円	
		円	円	円	円	
		円	円	円	円	
		円	円	円	円	
		円	円	円	円	
		円	円	円	円	
		円	円	円	円	
		円	円	円	円	
		円	円	円	円	
過 年 度 分		円	円	円	円	
		円	円	円	円	
小 計		円	円	円	円	

變更後保険料

※決定（変更）保険料額の内訳は ページ、明細は ページをご覧ください。過年度分は必ず普通徴収となります。

保険料の算定方法等

(1) 賦課標準所得金額は、被保険者ごとに総所得金額等から市民税の基礎控除額(万円)を控除(千円未満切捨て)して得た世帯の合計金額です。

< 賦課標準所得金額 >

国保総所得金額

例 1 事業所得者……………収入金額－必要経費－専従者控除額－純損失－市民税の基礎控除額

国保総所得金額

例 2 給与所得者……………収入金額－給与所得控除額－市民税の基礎控除額
(専従者給与を含む) (簡易給与所得表で求めます)

国保総所得金額

例 3 公的年金等に…収入金額－公的年金控除額－市民税の基礎控除額
係る雑所得者

例 4 譲渡所得が …総所得金額＋特別控除後の譲渡所得－市民税の基礎控除額
あった場合

(2) 既に納付済の暫定保険料が確定保険料を超えるときは、その過納金を還付し、又は未納の保険料若しくは延滞金に充当します。

(3) 世帯主、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の所得の合計額が一定額以下の場合には、均等割額及び平等割額については、条例に定める額が減額されます。

① [年中の所得の合計額が 万円以下の場合]

② [年中の所得の合計額が 万円＋(世帯主を除く被保険者数及び世帯主を除く特定同一世帯所属者数)× 万円以下の場合]

③ [年中の所得の合計額が 万円＋(被保険者数及び特定同一世帯所属者数)× 万円以下の場合]

(4) 特定同一世帯所属者と一般被保険者とが属する世帯で、当該世帯に他の被保険者がいない場合(「特定世帯」といいます。)は、平等割額の半額が減額されます。

別記様式第14号の2の4（その4）（第22条関係）

年度 国民健康保険料計算明細書 ()

保険料の料率（医療分）

保険料率	医 療 分	
	4月～6月	7月～翌3月
所得割	賦課標準所得 金額に対して	賦課標準所得 金額に対して
	％	％
均等割	1人につき	1人につき
	円	円
平等割	1世帯につき	1世帯につき
	円	円
限度額		
	円	円

医 療 分 科 保 険	変 更 前				変 更 後			
	賦 課 標 準 所 得 金 額 ①				賦 課 標 準 所 得 金 額 ①'			
	被 保 数 ②				被 保 数 ②'			
	4月～6月		7月～翌3月		4月～6月		7月～翌3月	
所 得 割 額	①×所得割利率		①'×所得割利率		①'×所得割利率		①'×所得割利率	
均 等 割 額	②×均等割利率		②'×均等割利率		②'×均等割利率		②'×均等割利率	
平 等 割 額	③+④+⑤		③'+④'+⑤'		③'+④'+⑤'		③'+④'+⑤'	
合 計	⑥		⑥'		⑥'		⑥'	
軽 減 額	⑦		⑦'		⑦'		⑦'	
限度超過額	⑧		⑧'		⑧'		⑧'	
月割増減額	⑨		⑨'		⑨'		⑨'	
減 免 額	⑩		⑩'		⑩'		⑩'	
保険料小計 (100円未満切捨て)	⑪		⑪'		⑪'		⑪'	

別記様式第14号の2の4（その5）（第22条関係）

年度 国民健康保険料計算明細書 ()

保険料の料率（支援分・介護分）

保険料率	支援分	介護分
所得割	賦課標準所得 金額に対して	賦課標準所得 金額に対して
	%	%
均等割	1人につき	1人につき
	円	円
平等割	1世帯につき	
	円	
限度額		
	円	円

	変 更 前		変 更 後	
	支援分保険料	介護分保険料	支援分保険料	介護分保険料
賦課標準 所得金額	①	②	①'	②'
被 保 数	②	人 ③	人 ②'	③'
所 得 割 額	①×所得割料率	②×所得割料率	①'×所得割料率	②'×所得割料率
均 等 割 額	②×均等割料率	①×均等割料率	②'×均等割料率	①'×均等割料率
平 等 割 額	③	④	③'	④'
合 計	④+⑤+⑥	⑦+⑧	④'+⑤'+⑥'	⑦'+⑧'
軽 減 額	⑨	⑩	⑨'	⑩'
限度超過額	⑪	⑫	⑪'	⑫'
月割増減額	⑬	⑭	⑬'	⑭'
減 免 額	⑮	⑯	⑮'	⑯'
保険料小計 (100円未満切捨て)	④-⑨-⑪±⑬-⑮	⑦-⑩-⑫±⑭-⑯	④'-⑨'-⑪'±⑬'-⑮'	⑦'-⑩'-⑫'±⑭'-⑯'

別記様式第14号の2の4（その6）（第22条関係）

年度 国民健康保険料の徴収方法（納付方法）は次のとおりです。

徴収方法（納付方法）	
------------	--

●徴収方法（納付方法）が「特別徴収（年金天引き）」のとき以下の年金から特別徴収（年金天引き）します。

特別徴収対象年金	
特別徴収義務者	

●保険料の決定（変更）後に、あらたに異動事由があつたときは、保険料額が変更される場合があります。変更の場合、異動等の届出があつた翌月に保険料の変更納入通知書が送付されます。

●保険料が増額になった場合は、増額分は普通徴収（納付書払）により納めていただくことになります。また、保険料が減額になり既に納入された保険料が変更後の保険料を超えるときは、その過納金を未納の保険料又は延滞金に充当します。未納保険料がないときは還付します。還付金支払の案内は別途お知らせいたします。

●徴収方法（納付方法）が「普通徴収（口座振替）」のとき、保険料は各納期の納期限（口座振替日）に指定口座から自動的に引き落とされます。ただし、増額になった過年度分保険料は口座振替できませんので、納付書により納めていただくことになります。

●変更前の徴収方法が特別徴収（年金天引き）の場合で、保険料が増額になったときは、増額分は普通徴収により納めていただくことになります。また、保険料が減額になった場合は、以降の納付方法が普通徴収に切り替わる場合があります。

●増額になった保険料は同封の納付書にて、 ページ裏面及び納付書裏面に記載されている市の窓口、金融機関、コンビニエンスストア等で納めてください。

別記様式第 14 号の 3（その 1）から別記様式第 15 号までを次のように改める。

別記様式第14号の3（その1）（第22条関係）

(表)

年度 国民健康保険料納入通知書(暫定賦課)	年度暫定期の 国民健康保険料を決定しましたので通知します。 この保険料は、 年中所得により暫定保険料として 賦課されたものです。 確定保険料は7月に 年中所得に より算定し通知します。
様	年 月 日 新潟市長 印

年度 国民健康保険料の徴収方法（納付方法）は、次のとおりです。			

金融機関名	
口座名義人	

特別徴収義務者
特別徴収対象年金

国 保 番 号 (問い合わせ番号)	
-------------------------------------	--

保険料のお問い合わせ、納付のご相談は

(裏)

国民健康保険料について

- 1 賦課の根拠
- (1) この国民健康保険料(以下「保険料」という。)は、新潟市国民健康保険条例第 9 条の 2 に基づき、医療分、支援分及び介護分の合計額が賦課されています。

(2) 同条例第 9 条に基づき、納付義務者は世帯主となっています。

(3) この保険料は、所得割額の算定の基礎となる 年中の総所得金額及び山林所得金額並びに譲渡所得金額の合計額が確定しないため、同条例第 16 条の規定により暫定保険料又は仮徴収保険料として賦課されたものです。
- 2 特別徴収
- 年金保険者が、年金から保険料を天引きし、被保険者に代わり市に納付します。
- 3 保険料の算定等
- 普通徴収の場合、この通知による保険料の 1 期当たりの額は、被保険者の 年中の総所得金額等を基にして計算した額を納期の数で除して得た額(100 円未満切捨て)となります。なお、賦課期日(4 月 1 日)以降の途中加入世帯及び途中脱退世帯については、加入期間の保険料を残りの納期の数で除して得た額が 1 期当たりの額となります。

特別徴収の場合、年金支給日(偶数月)に、特別徴収(年金天引き)されます。仮徴収の保険料年額は、被保険者の 年中の総所得金額等を基にして計算した金額です。4 月の保険料額は、原則として前年度 2 月期と同額です。6 月期以降の保険料額は、仮徴収保険料年額から 4 月期の保険料額を差し引いた額を、残りの納期の数で除して得た額となります。各納期の 100 円未満の端数は、10 月期にまとめて徴収されます。
- 4 修正の申出
- 本年度の保険料(確定保険料見込額)が、この通知書の⑪欄の 1/2 の額に満たないと思われるとき、又は 2 倍を超えと思われるときは、この通知書を受け取った日から 30 日以内に市長に対して保険料の修正の申出をすることができます。

なお、特別徴収(年金天引き)の世帯は仮徴収保険料額の変更ができないため、修正の申し立てができません。
- 5 延滞金
- 納期限までに保険料を完納しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、延滞金が加算されます。
- 6 不服の申立て等
- (1) この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に新潟県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

(2) この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決を経た後に、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、①審査請求があつた日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。

新 潟 市 役 所 〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1 電話 (代表)025-228-1000
 新潟県国民健康保険審査会 〒950-8570 新潟市中央区新光町 4 番地 1 電話 (代表)025-285-5511

別記様式第 1 4 号の 3 (その 2) (第 2 2 条関係)

年度 国民健康保険料納入通知書 (暫定賦課)

国保番号

下記のとおり国民健康保険料の保険料を決定しましたので通知します。

普 通 徴 収			
納付月期			納期限
第 1 期(4 月)			月 日
第 2 期(5 月)			月 日
第 3 期(6 月)			月 日
合 計			

特別徴収(年金天引き)			
納付月期			納 期
4 月 期			年金支給日
6 月 期			年金支給日
8 月 期			年金支給日
合 計			

暫定・仮徴収 保険料	
------------	--

●第4期又は10月期以降の確定期(本徴収)保険料は7月に通知します。

被保険者・加入月数一覧 (加入月数は翌3月までの月数となります。年度途中で国保脱退となった場合、手続の翌月に変更通知書が送付されます。)

被 保 険 者 氏 名	国保	介護	被 保 険 者 氏 名	国保	介護	被 保 険 者 氏 名	国保	介護

被保険者氏名に◎印のある方は、年度途中で75歳になる方です。◇印のある方は、非自発的失業者で、給与所得が30/100で計算される期間があります。

別記様式第 14 号の 3（その 3）（第 22 条関係）

（表）

年度 保険料の料率			年度 国民健康保険料計算明細書（暫定賦課）				保険料の算定方法等、詳しくは裏面をご確認ください。 年度途中に加入・脱退等の資格の異動等がある場合、「被保険数」は、年度末又は世帯脱退時の人数が表示され、異動があつた方の保険料額は月割増減額で調整されます。 被保険者の加入月数はページをご確認ください。
保険料率	医療分	支援分	賦課標準所得金額	①	②	③	
所得割	賦課標準所得金額に対して	賦課標準所得金額に対して	所得割	①	②	③	年度途中に加入・脱退等の資格の異動等がある場合、「被保険数」は、年度末又は世帯脱退時の人数が表示され、異動があつた方の保険料額は月割増減額で調整されます。 被保険者の加入月数はページをご確認ください。
均等割	1人につき	1人につき	均等割	④	⑤	⑥	
平等割	1世帯につき	1世帯につき	平等割	⑦	⑧	⑨	
限度額			限度額	⑩	⑪	⑫	
保険料率	介護分		賦課標準所得金額	①	②	③	年度途中に加入・脱退等の資格の異動等がある場合、「被保険数」は、年度末又は世帯脱退時の人数が表示され、異動があつた方の保険料額は月割増減額で調整されます。 被保険者の加入月数はページをご確認ください。
所得割	賦課標準所得金額に対して		所得割	①	②	③	
均等割	1人につき		均等割	④	⑤	⑥	
限度額			限度額	⑩	⑪	⑫	
			暫定・仮徴収年間保険料	⑩+⑪+⑫	⑬	⑭	

- 年度途中で65歳になる方の介護分保険料は、65歳になる前の月までの計算となっています。
- 年度途中で75歳になる方の医療分及び支援分保険料は、75歳になる前の月までの計算となっています。

（裏）

保険料の算定方法等	
(1)	賦課標準所得金額は、被保険者ごとに総所得金額等から市民税の基礎控除額（万円）を控除（千円未満切捨て）して得た世帯の合計金額です。 ＜賦課標準所得金額＞ 国保総所得金額 例 1 事業所得者……収入金額－必要経費－専従者控除額－純損失－市民税の基礎控除額 国保総所得金額 例 2 給与所得者……収入金額－給与所得控除額－市民税の基礎控除額（専従者給与を含む）（簡易給与所得表で求めます） 国保総所得金額 例 3 公的年金等に…収入金額－公的年金控除額－市民税の基礎控除額 係る雑所得者
(2)	7月に 年中の確定所得金額を基にして1年分の保険料を計算し、そこから暫定（仮徴収）保険料を差し引いた残りを、普通徴収は第4期、特別徴収は10月以降の納期で納めていただきます。また、既に納付した暫定（仮徴収）保険料が確定（本徴収）保険料を超えるときは、その過納金を還付し、又は未納の保険料若しくは延滞金に充当します。
(3)	世帯主、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の所得の合計額が一定額以下の場合には、均等割額及び平等割額については、条例に定める額が減額されます。ただし、 年中の総所得金額等により計算した場合における軽減見込額です。なお、7月に 年中の総所得金額等を基にして改めて計算されます。 ①〔 年中の所得の合計額が 万円以下の場合〕 ②〔 年中の所得の合計額が 万円＋（世帯主を除く被保険者数及び世帯主を除く特定同一世帯所属者数）× 万円以下の場合〕 ③〔 年中の所得の合計額が 万円＋（被保険者数及び特定同一世帯所属者数）× 万円以下の場合〕
(4)	特定同一世帯所属者と一般被保険者とが属する世帯で、当該世帯に他の被保険者がいない場合（「特定世帯」といいます。）は、平等割額の半額が減額されます。

新 潟 市 役 所 千 951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1 電話 (代表)025-228-1000
新潟県国民健康保険審査会 千 950-8570 新潟市中央区新光町 4 番地 1 電話 (代表)025-285-5511

(裏)

保険料の算定方法等

(1) 賦課標準所得金額は、被保険者ごとに総所得金額等から市民税の基礎控除額(万円)を控除(千円未満切捨て)して得た世帯の合計金額です。

< 賦課標準所得金額 >

国保総所得金額

例 1 事業所得者……………収入金額－必要経費－専従者控除額－純損失－市民税の基礎控除額

国保総所得金額

例 2 給与所得者……………収入金額－給与所得控除額－市民税の基礎控除額
 (専従者給与を含む) (簡易給与所得表で求めます)

国保総所得金額

例 3 公的年金等に…収入金額－公的年金控除額－市民税の基礎控除額
 係る雑所得者

(2) 7 月に 年中の確定所得金額を基にして 1 年分の保険料を計算し、そこから暫定(仮徴収)保険料を差し引いた残りを、普通徴収は第 4 期、特別徴収は 1 0 月以降の納期で納めていただきます。また、既に納付した暫定(仮徴収)保険料が確定(本徴収)保険料を超えるときは、その過納金を還付し、又は未納の保険料若しくは延滞金に充当します。

(3) 世帯主、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の所得の合計額が一定額以下の場合には、均等割額及び平等割額については、条例に定める額が減額されます。ただし、 年中の総所得金額等により計算した場合における軽減見込額です。なお、7 月に 年中の総所得金額等を基にして改めて計算されます。

- ① [年中の所得の合計額が 万円以下の場合]
 ② [年中の所得の合計額が 万円＋(世帯主を除く被保険者数及び世帯主を除く特定同一世帯所属者数)× 万円以下の場合]
 ③ [年中の所得の合計額が 万円＋(被保険者数及び特定同一世帯所属者数)× 万円以下の場合]

(4) 特定同一世帯所属者と一般被保険者とが属する世帯で、当該世帯に他の被保険者がいない場合(「特定世帯」といいます。)は、平等割額の半額が減額されます。

別記様式第 1 5 号を次のように改める。

別記様式第 1 5 号（第 2 3 条関係）

77

年度 新潟市国民健康保険料納入済通知書

公

通常払込料金
加入者負担

加入者名

新潟市会計管理者

口座番号

保険料

円

収納機関番号

納付番号

確認番号

納付区分

国保番号

年度 第 期

納期限

33

納付義務者

【住所等非表示払込書】様

領収日付印

お問い合わせ

収 C 納 V 用 S

収納代行

次の場合は、コンビニエンスストアでは納付できません。(新潟市／コンビニ本部保管)

○納期限が過ぎたもの ○バーコードがないもの ○金額を訂正したもの

○汚したり、折り曲げたため、バーコードが読み取れないもの ○納付金額が 3 0 万円を超えるもの

新潟市 原符兼払込金

通常払込料金
加入者負担

受領証 公

加入者名

新潟市会計管理者

口座番号

国保期別

国保番号

納付義務者氏名

様

保険料

円

延滞金

円

合計

円

納期限

新潟市 国保 年度 第 期

領収日付印

ゆうちょ銀行（郵便局）で納付した場合は領収証書に代えて払込金受領証が交付されます。

(金融機関／コンビニ店舗保管)

この受領証は、大切に保管してください

新潟市 国民健康保険料 領収証書

国保番号

年度 第 期

納期限

納付義務者氏名

様

保険料

円

延滞金

円

合計

円

この領収証書は、新潟市の指定する金融機関、収納代理機関等の領収印をもつて有効とします。保険料は裏面の納付場所に納めてください。納めた保険料は税の所得控除の対象となります。

領収日付印

納付者控え、収入印紙不要

お問い合わせ先は通知書をご確認ください。

この領収証書は大切に保管してください。

ゆうちょ銀行又は郵便局 A T M で納付の場合、左側二枚をお出しください。

別記様式第 1 5 号の 2 を削る。

別記様式第 1 6 号を次のように改める。

別記様式第 1 6 号（第 2 3 条関係）

77

年度新潟市国民健康保険料納入済通知書

公

通常払込料金加入者負担

加入者名

新潟市会計管理者

口座番号

納付金額

円

収納機関番号

納付番号

確認番号

納付区分

国保番号

年度

期

納期限

33

納付義務者

【住所等非表示払込書】様

領収日付印

お問い合わせ

収C納V用S

収納代行

次の場合は、コンビニエンスストアでは納付できません。(新潟市/コンビニ本部保管)

○納期限が過ぎたもの ○バーコードがないもの ○金額を訂正したもの

○汚したり、折り曲げたため、バーコードが読み取れないもの ○納付金額が30万円を超えるもの

新潟市

原符兼払込金

通常払込料金加入者負担

受領証

公

加入者名

新潟市会計管理者

口座番号

納付金額

円

国民健康保険料

年度

第

期

納付義務者

様

納付番号

確認番号

納期限

国保番号

領収日付印

ゆうちょ銀行(郵便局)で納付した場合は、この欄に領収日付印が押され交付されます。(金融機関/コンビニ店舗保管)

この受領証は、大切に保管してください。

年度

納付書兼領収証書

納付番号

確認番号

国保番号

期別

納期限

納付金額

円

延滞金

円

合計

円

納付義務者

領収日付印

○この領収証書は、大切に保管してください(郵便局で納付の場合は除く)。

○納付場所・方法については、裏面をご覧ください。

○この領収証書は、金融機関、コンビニエンスストア、市会計管理者又は現金出納員の領収日付印を押すことによって効力を生じます。

○この納付書は納期限を過ぎるとコンビニエンスストア、ATM、インターネット/モバイルバンキングでは取り扱いません。詳しくは裏面をご覧ください。(ゆうちょ銀行・郵便窓口では納付できます。)

○お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。

(納付者保管・収入印紙不要)

ここからお開けください

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第 1 5 号の 2 による用紙については、
当分の間、これを使用することができる。